

資料1

令和5年度第3回福島県国民健康保険運営協議会

令和6年度国保事業費納付金等仮算定結果 及び本算定に係る算定方法について

令和5年12月25日
福島県国民健康保険課

◆本資料の構成

第1 仮算定の結果

第2 財政安定化基金（財政調整事業分）充当の基本的な考え方

第3 本算定に係る算定方法について

第1 仮算定の結果

1 全体の金額

単位: 億円

	県全体費用 A	市町村納付金 B	保険料収納 必要総額 C	凡例
医療分	※1 1,265	※2 299	※3 239	令和6年度仮算定
	1,275	314	257	令和5年度本算定
	▲ 10	▲ 15	▲ 18	前年度差
後期分	254	98	86	
	255	105	93	
	▲ 1	▲ 7	▲ 7	
介護分	76	35	30	
	80	37	32	
	▲ 4	▲ 2	▲ 2	
合計	1,595	432	356	
	1,610	456	382	
	▲ 15	▲ 24	▲ 26	

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

- ・県全体費用については、医療分は10億円減少し、介護分についても過年度精算等の影響により4億円減少したため、全体としては15億円減少している。
- ・市町村納付金額については、財政安定化基金(財政調整事業分)からの充当等により医療分は15億円減少し、後期分は7億円減少したため、全体として24億円減少している。

※1 県全体費用額A(医療分) = 保険給付費

※2 市町村納付金額B = 県全体費用 A - 公費(1)(県全体で差し引くもの) - 公費(2)(各市町村個別に差し引くもの)

※3 保険料収納必要総額C = 市町村納付金額B - 公費(3)(特別調整交付金等の市町村個別の公費) + 保険料を財源とする経費

公費(1): 前期高齢者交付金、療養給付費等負担金、保険者努力支援交付金(事業費連動分)、特別会計の剰余金等

公費(2): 高額医療費負担金、地方単独助成事業、国特別調整交付金等

公費(3): 保険者努力支援制度(市町村分)、特定健康診査等負担金、財政安定化支援事業等

保険料を財源とする経費: 保健事業、特定健康診査等に要する費用等

2 1人当たりの金額

No	項目	令和6年度 仮算定	令和5年度 本算定	差
1	一人当たり保険給付費	367,233円	344,484円	+22,749円
2	一人当たり納付金額	125,343円 (135,795円)	123,140円	+2,203円 (+12,655円)
3	一人当たり保険料	103,288円 (113,740円)	103,127円	+161円 (+10,613円)
4	一人当たり保険料が増加した 市町村数(対前年度)	34市町村	24市町村	10市町村

※()内は基金充当前の額

【令和5年度本算定との比較】

- ・一人当たり保険給付費については、367,233円となり、22,749円増加となっている。
- ・一人当たり市町村納付金額については、125,343円となり、2,203円増加となっている。
- ・一人当たり保険料については、103,288円となり、161円増加となっている。
- ・なお、一人当たり市町村納付金額及び保険料の被保険者数については、344,431人と推計しており、25,704人減少となっている（一人当たり保険給付費を除く）。

(参考) 仮算定の方法

1 仮算定に係る各項目の推計方法について

① 被保険者数：コーホート要因法^{※1}（移動率は3年平均）を採用。

ア 344, 431人（R5本算定では370, 135人）

イ 346, 543人^{※2}（R5本算定では372, 218人）

※1 前年における1歳下の被保険者数（年齢・男女別）に移動率（出生・死亡、資格取得・喪失等）を乗じて推計する方法。

※2 診療費の推計に当たっては、推計被保険者数のうち74歳について12/11の値を使用することになっている。

② 1人あたり診療費：R5（3～5月）実績×過去2年（推計値を含む）の伸び率により算出。

③ 1人あたり所得額：1人あたりのR2年～R4年の所得額の平均。

2 算定方法（算定方法の詳細については、参考資料1を参照）

① 所得係数→国が示す係数に基づき納付金を応能分（所得割）と応益分（均等割、平等割）に按分

② 納付金の按分方法→3方式（所得割、均等割（被保険者数）、平等割（世帯数））

③ 医療費指数反映係数→医療費指数を全て反映させて納付金を按分（医療費水準に応じて納付金を増減させる）

④ 制度改正に伴う激変緩和措置はR5年度で終了（R5本算定では1.5億円を充当）

⑤ 医療分及び後期分の市町村納付金軽減として財政安定化基金（財政調整事業分）[※]から36億円を充当。

※ 決算剰余金については、R4年度から財政安定化基金（財政調整事業分）に積み立てることとしており、市町村納付金の軽減を行う場合に取り崩しを行う。

第2 財政安定化基金(財政調整事業分)充当の基本的な考え方

令和3年度第3回福島県市町村国保運営安定化等連携会議において、基金の充当の基本的な考え方を次のとおり定めた。

- ・財政運営の状況を踏まえる。
- ・県全体の被保険者に平等に還元する。
- ・できるだけ短期間での充当に努める。
- ・年度間で納付金が大きく変動しないように充当額の調整を行う(年度間の平準化を図る)

上記の基本的な考え方のほか、関係法令や基金の取崩要件等を踏まえ、令和6年度の国保事業費納付金仮算定にける考え方は次のとおりとする。

- ・ 基金の充当なしでの仮算定の結果においては、令和5年度本算定と比較して、県全体の一人当たり納付金額は、医療分が6,243円の増加、後期分は6,168円の増加、介護分は244円の増加となり、合計で12,655円の増加となった。

大きく増加する医療分と後期分を令和5年度本算定と同程度とすることにより、年度間の平準化を図りつつ、被保険者の負担軽減を図るため、仮算定においては医療分に15億円、後期分に21億円の合計36億円を充当した。

- ・ なお、令和4年度までに生じ、基金に積み立てた(予定額も含む)決算剰余金約63.5億円のうち、残りの約27.5億円に係る取扱いについては、本算定の結果及び令和5年度の決算剰余金額等の状況を踏まえて、改めて検討することとしたい。

第3 本算定に係る算定方法について

令和6年度国保事業費納付金等の算定方法については、仮算定の結果を踏まえ、次の算定方法をもとに、今後国から示される確定係数等を反映させることにより、算定するものとする。

① 財政安定化基金(財政調整事業分)の活用については、本算定において再度検討する。

② ①以外の項目については、仮算定をもとに算定する。主な項目は、以下のとおり。

ア 診療費については、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されつつあるため、直近の実績の動向に注視して推計する。

イ 制度改正に伴う激変緩和措置については、令和5年度で終了。

ウ 標準保険料率の算定については、令和6年度から、応能割（所得割率）と応益割（均等割額及び平等割額）の割合を国が示す値と一致させる。